

税務相談室

平成27年度税制改正 ～その1～

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

1 NISA（少額投資非課税制度）の投資枠の拡大と利便性の向上

1) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置（NISA）は、金融税制の優遇措置として平成26年1月から開始され自助努力による家計資産の形成を支援・優遇し、経済成長に欠かせない成長マネーの供給拡大との両立を図ることを目的として導入されました。

今回の税制改正では、NISAの投資枠を100万円から120万円に拡大することや利便性・簡素化が図られることになりました。

※適用時期：この改正は、平成28年分以後の非課税管理勘定について適用されます。

2) アベノミクスを成功させるべくNISAの拡充を図り、未成年者を対象にした子ども版NISA《ジュニアNISA》制度が創設されました。

両親や祖父母が、子や孫のためにNISA専用の口座を証券会社等に開設して投資する場合に、上記1)の「NISA」とは別枠で、年間80万円の非課税枠が設けられました。この制度の適用対象となる子や孫は、出生直後の0歳児から19歳まで（20歳未満）の未成年者です。

また、ジュニアNISAを使って上場株式や株式投資信託などの売却益や配当が非課税となる枠は、5年間で通算400万円です。限度額いっぱい80万円の年間投資額なら5年後に、年20万円なら20年後に限度枠に達します。

ただし、投資株式の上昇などで限度枠を超過した場合には、その超過した部分が課税対象となります。このジュニアNISAは、原則として、18歳までは引き出すことはできません。18歳になるまでに引き出した場合には、利益が生じていれば、その利益が課税対象となります。

暦年贈与の贈与税の基礎控除は、年間110万円ですが、ジュニアNISAは、年間の限度額が80万円なので、その段階では贈与税課税はありませんが、

非課税枠の残りは30万円しかないこととなりますので、注意が必要です。

2 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の延長・拡充

20歳以上の子や孫がマイホームを購入する際に、親や祖父母が資金援助しても贈与税が課税されない制度の期間を平成31年6月まで延長し、非課税枠も見直すことになりました。

平成26年の非課税枠は、省エネ住宅などに適用される1000万円が最高でしたが、平成27年以降に購入契約した分からは1500万円に拡充され、平成28年1月から9月契約分は消費税8%で購入できる最後の時期であるので1200万円まで引き下げますが、消費税率が10%に上がる半年前にあたる平成28年10月から平成29年9月の1年間は3000万円まで引き上げ、住宅を買い控えるムードに配慮し、その後は1年ごとに段階的に非課税枠を縮小し、平成30年9月までは1500万円、平成31年6月までは1200万円とされました。

3 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

個人の金融資産の増加から、親や祖父母が子や孫にお金を贈与し、消費力がある若い世代がお金を使うことによって経済を活性化する狙いから、贈与税が課税されない範囲が広げられることになりました。

平成27年4月から4年間の期間限定で、子や孫の結婚式の費用や引越、不妊治療などの出産関係の費用、ベビーシッターや医療費などに使えます。

子や孫1人につき1000万円まで贈与しても贈与税が課税されませんが、結婚費用として使えるのは300万円まで、新婚旅行費用は対象外です。

※子や孫は20歳以上50歳未満の者に限ります。

贈与された金銭は信託会社などの口座で管理され、認められた目的に使うときだけ、領収書などとの引換えに現金を信託会社等からおろせます。贈与者である親や祖父母が死亡した場合は、その死亡時点でその口座に残っていた未使用残高が相続税の課税対象になります。その点では贈与者が生きている間に使える贈与といえます。